

平成 27 年度
狭山市行政評価
第三者評価結果

I 第三者評価概要

1 目的

市が実施する事務事業の評価について、第三者(市民)の視点から意見を求める制度を導入することにより、評価における客観性の確保と透明性を高め、もって効果的、効率的な事務事業を推進することを目的として実施しました。

2 実施日時・会場

- ・日時:2015年10月15日(木曜日)午前9時30分から午後3時00分
- ・場所:稲荷山環境センター3階大会議室

3 第三者評価者

狭山市行財政改革推進委員会

4 第三者評価の対象

市が評価を行った事務事業から、狭山市行財政改革推進委員会が選定した次の事業を対象に第三者評価を実施しました。

【条件】

市の評価結果が、必要性、有効性、効率性のいずれかが「普通」以下で、今後の方向性が「現行どおり」となっている事務事業のうち、事務事業内容をコスト削減や効率化の視点から、評価結果の妥当性を確認する必要がある事務事業

【対象事業】

事業名	所管課
幼稚園就園奨励事業	学務課
防犯推進事業	交通防犯課
母子家庭等自立支援事業	こども課
生涯学習推進事業	社会教育課
文化活動促進事業	市民生活課

4 狭山市行財政改革推進委員会の役割

市が実施した事務事業評価の内容について、第三者の市民としての視点から評価を行い、必要な提言を行いました。

5 評価の方法について

市が実施した事務事業評価(第一次評価、第二次評価)の内容や判定結果について、的確・妥当なものであるかどうかの観点から、以下の手順により評価を行いました。

- (1) 所管部・課による事業内容の概要、評価結果の理由、課題についての説明
- (2) あらかじめ設定した論点に沿って、内容の確認や、関連する質疑、意見等で議論を展開
- (3) 判定を行う
 - ①質疑、意見交換の結果を踏まえ、評価シートに対象事業の評価の妥当性について記入する
 - ア 「評価結果は妥当と考える(意見付)」
「評価結果は妥当と考えられない(意見付)」
「どちらともいえない(意見付)」 のいずれかを選ぶ
 - イ 判定した理由を記入する
 - ②委員が判定理由や意見等を発表
 - ③委員の意見等を総括し、対象事業の評価の妥当性を判定する
意見等について、後日公表する旨を宣言し、評価シートを回収後終了

6 評価結果の活用

第三者評価の結果は行財政改革推進会議に報告し、同会議は確認等を行なった後、事業所管課に検討を指示しました。事業所管課は次の事項について同会議へ報告しました。

- (1) 当該年度の下半期における事務事業の執行等への第三者評価の結果の活用について
- (2) 次年度の予算編成等への第三者評価の結果の反映について
同会議は事業所管課の報告を確認後、市の対応方針として公開しました。

II 第三者評価結果及び市の対応方針

事業名		幼稚園就園奨励事業		
第一次評価	個別評価	必要性	有効性	効率性
	方向性（第一次）	非常に高い	高い	普通
第二次評価	方向性（第二次）	現行どおり		
		<p>現行どおり</p> <p>幼児教育の振興や園児保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公立幼稚園と私立幼稚園の保護者負担の格差の是正を図るためにも有効であり、また、子育て支援、若年層人口の流出抑制や若者世代の定住につながる取組みであることから、事業は現行どおり継続する。</p>		
第三者評価	市の評価は、「妥当と考える」			
	<p>国の制度内で実施されている内容については、「必要性」「有効性」の評価の妥当性を論じるのは困難であるが、国庫補助以外の市独自の事業も含め、適切に処理されており、事務執行の制約の中で、支給時期を早めることによる効率化が困難な状況であることについても一定の理解ができることから、「現行どおり」とした市の評価は妥当である。</p>			
第三者評価	今後改善を望む点			
	<p>補助金の支給時期に係る効率性については、目標水準がないまま進めている懸念がある。効率性に対する判断基準の検証をし、適切な支給時期について検討されたい。また、必要な家庭に対する融資制度等、同様の効果をもたらす他の方策についても検討されたい。</p> <p>なお、成果指標については、一層の工夫をされ、事業の目標、進捗状況を十分に反映するものとし、適正に事業が評価できる指標とされたい。</p>			

第三者評価結果に対する市の対応方針(学務課)	
<p>補助金の支給時期については、事務処理上の制約を検証するなかで、より早期に交付できるよう検討してまいります。また、就園に対する援助が必要な家庭への他の支援方策に関しては、国からの補助を受けている現行の制度を継続してまいりたいと考えております。</p> <p>なお、成果指標については、適正に事業が評価できる指標を検討してまいります。</p>	

事業名	防犯推進事業
-----	---------------

第一次評価	個別評価	必要性 高い	有効性 非常に高い	効率性 普通
	方向性（第一次）	現行どおり		
第二次評価	方向性（第二次）	現行どおり		
		関係団体との連携による地域防犯パトロールや広報・啓蒙活動、自主防犯団体の支援を実施することにより、市民の防犯意識の高揚が図られ、また、事業の目的や内容から、実施主体の妥当性及び効率性も認められることから、事業は現行どおり継続する。		
第三者評価	市の評価は、「妥当と考える」			
	防犯灯設置、維持の必要性やコストについては、現段階では妥当と考えられ、また、地域コミュニティによる防犯事業についてもその意義は認められることから、「現行どおり」とした市の評価は妥当である。			
	今後改善を望む点			
防犯灯設置、維持に関する適切な水準や、効率的、効果的に事業を推進するための計画を策定するとともに、LED化の推進によるコスト削減等について検証されたい。 防犯意識の高揚のための、さらなる工夫、改善について検討されたい。 なお、成果指標については、一層の工夫をされ、事業の目標、進捗状況を十分に反映するものとし、適正に事業が評価できる指標とされたい。				

第三者評価結果に対する市の対応方針(交通防犯課)
防犯灯の設置及び更新については、別事業となる防犯設備整備事業の範囲であり、計画的に推進しています。防犯灯の維持管理、電気料金等の削減の観点からも、市内防犯灯を一斉にLED化できるよう推進するとともに、それらの中で、適正な管理を実施いたします。また、成果指標については、適正に事業が評価できる指標を検討してまいります。

事業名	母子家庭等自立支援事業
-----	--------------------

第一次評価	個別評価	必要性	有効性	効率性
		非常に高い	普通	非常に高い
	方向性（第一次）	現行どおり		
第二次評価	方向性（第二次）	現行どおり		
		ひとり親家庭に対する各種手当の支給とともに、自立に向けた相談、情報提供、就労支援等を展開することは必要であることから、事業は現行どおり継続する。		
第三者評価	市の評価は、「妥当と考える」			
	国の制度内で実施されている内容については、「必要性」「有効性」の評価の妥当性を論じるのは困難であるが、総合的な支援の意義は認められ、事業運営についても効率的に機能していると認められることから、「現行どおり」とした市の評価は妥当である。			
	今後改善を望む点			
	<p>相談者のニーズに対応する決め細やかな支援を可能とするため、適切な相談体制について検証されたい。また、相談体制の人的、質的な充実を図るため、実施主体について、業務の一部を委託する等の実現可能性やその効果について検証されたい。</p> <p>なお、成果指標については、一層の工夫をされ、事業の目標、進捗状況を十分に反映するものとし、適正に事業が評価できる指標とされたい。</p>			

第三者評価結果に対する市の対応方針(こども課)	
<p>相談体制については、母子・父子自立支援員の勤務日数を、平成27年7月より週3日から週4日に変更し、充実を図ったところです。各施策の実績を踏まえて、ひとり親家庭に対する適切な支援に取り組んでまいります。</p> <p>実施主体については、委託可能な業務の抽出など調査研究を行いつつ、市全体の業務委託の動きの中で検討してまいります。</p> <p>成果指標については、適正に事業が評価できる指標を検討してまいります。</p>	

事業名	生涯学習推進事業
-----	-----------------

第一次評価	個別評価	必要性	有効性	効率性
	方向性（第一次）	高い	非常に高い	普通
第二次評価	方向性（第二次）	現行どおり		
		<p>生涯学習に関する情報提供や場づくりは、市民との協働の観点からも重要であり、施設の管理運営を委託し、業務の効率化も図られていることから、事業は現行どおり継続する。</p>		
第三者評価	市の評価は、「妥当と考える」			
	<p>目標達成状況から見て、生涯学習に取り組む機会や場の充実を図るという点で、一定の必要性や効果が認められることから、「現行どおり」とした市の評価は妥当である。</p>			
	今後改善を望む点			
<p>事業の具体的な方向性、ビジョン、体系化について検討し明確にするとともに、実施規模、市が担うべき範囲、委託の実現可能性についても、併せて検証されたい。</p>				

第三者評価結果に対する市の対応方針（社会教育課）
<p>事業の具体的な方向性、ビジョン、体系化については、第4次狭山市生涯学習基本計画（以下「基本計画」）において明示しておりますが、次期基本計画の中でも明確にしております。</p> <p>また、当事業における市の担うべき範囲、委託の実現可能性については、これまでも行政運営において、業務委託等の民間活力の導入を積極的に行なっておりますが、更なる、その拡大に努めてまいります。</p> <p>成果指標については、適正に事業が評価できる指標を検討してまいります。</p>

事業名	文化活動促進事業
-----	----------

第一次評価	個別評価	必要性	有効性	効率性
	方向性（第一次）	高い	非常に高い	普通
第二次評価	方向性（第二次）	現行どおり		
		<p>市民が自主的に創る文化活動を促進、支援するための補助金が主な内容であり、効率性を改善する余地は見出せないことから、事業は現行どおり継続する。 なお、成果指標については、助成団体へのアンケートによる効果測定等への変更を検討する必要がある。</p>		
第三者評価	市の評価は、「妥当と考えられない」			
	<p>「緑と健康で豊かな文化都市」実現のためのプログラムの一つであるという事業の位置づけは妥当であるが、予算規模や表彰団体数等を総合的に判断すると、実態が伴っておらず、その位置づけをもって「有効性が非常に高い」とは判断し難い。また、工夫、改善の余地があると思料されることから、「現行どおり」とした市の評価は妥当と考えられない。</p>			
	今後改善を望む点			
<p>事業の目的、ビジョン、方向性等を見直し、総合的な文化活動支援を念頭に、他事業との統合、合理化、事業規模について検討されたい。 また、現行の実施方法については、助成の対象や審査基準の見直しを行うとともに、広く市民及び団体等に対して明らかにする必要がある。</p>				

第三者評価結果に対する市の対応方針(市民生活課)
<p>事業の廃止、他事業との統合、合理化、事業規模についても再検討していくとともに、予算規模に見合った事業の絞り込みや審査基準をより厳格なものにする等の見直しを行うことで、助成対象事業を厳選し、助成を受けた団体等が、将来の狭山市の文化事業の発展に寄与するように総合的な文化活動支援を実施してまいります。</p>